

## 栄光をたたえます

### 全国大会出場

#### 全日本大学

#### 女子サッカー選手権大会

(令和元年12月24日～1月19日・兵庫県ほか)

#### 吉備国際大学女子サッカー部



「地域の皆さんの応援が力となり、ベスト8という結果を残すことができました。来季は今まで以上に高梁市や地域の皆さんと共に歓喜の瞬間を味わえるように全力で頑張りたいと思います」

☎秘書広報課(21)0210

## 水道料金などを改定します

☎上下水道課(21)0242

令和2年4月1日から水道料金・給水申込負担金を改定します。市民の皆さんにはご負担をおかけしますが、今後も健全な経営に努めますので、ご理解とご協力をお願いします。

**水道事業の状況** 近年の人口減少などにより、今後水道料金収入が減少していくと予測されます。また、施設の老朽化による機器の更新や施設の改修に必要な事業資金は今後も増加する見込みです。

事業	給水区域・人口など	経営状況
上水道 (1施設)	・市街地を中心とする密集地域 ・給水人口の約44%	・独立採算により運営 ・人口減少、豪雨災害などにより経営が厳しい
簡易水道 (20施設)	・中山間部の大半の区域 ・広い面積に集落が点在 ・給水人口の約56%	・地勢的条件により経営効率が不利 ・一般会計繰入金により赤字補填

### 簡易水道を上水道に統合する経緯について

平成18年12月 統合計画の提出を要件に10年間の国庫補助を行う通知(国)

平成19年9月 簡易水道事業統合計画書を国へ提出「簡易水道について、平成28年度末までに同一行政区域内にある水道事業と統合する」

平成27年3月～11月 市水道経営審議会へ諮問(7回)、その答申

平成27年11月～12月 県市長会と市から国へ統合に対する期間延長および財政支援を要望

※市は平成29年2月以降も国へ財政支援について要望を行っています。

平成28年1月 簡易水道事業統合の期限延長について通知(国)

「地域の特別な事情により整備が遅れる場合、統合を3年間延長することができる」

平成28年5月 市水道経営審議会へ諮問(6回)

平成29年1月 簡易水道事業統合期日等延長理由書を国へ提出

平成29年2月 市水道経営審議会より答申

「水道事業統合の最終期限である令和2年4月1日に事業統合することを決定」



☎(21)2855 備中県民局高梁地域維持補修課

この度、同区間内の道路災害復旧工事が完了したため、事前通行規制を2月18日(火)から通常の雨量基準(時間雨量35mm、連続雨量150mm)に戻します。

なお、その他の事前通行規制区間については岡山県道路整備課のホームページをご覧ください。お問い合わせください。



## 復興に向けて

平成30年7月豪雨 第15回

### 事前通行規制の雨量基準を緩和

平成30年7月豪雨により県道33号(新見川上線)の事前通行規制区間内において道路災害が発生して以降、安全確保のために通常の雨量基準よりも厳しい雨量基準で規制を行ってきました。

## お知らせ

### 成羽複合施設の愛称を募集します

成羽地域の拠点施設として、6月の完成を目指して整備を進めている高梁市成羽複合施設の愛称を募集します。

**募集する愛称** 成羽地域局、成羽文化センター(ホールを含む)、成羽公民館(図書室を含む)、観光案内所、バス乗降所などの複合施設の総称で、覚えやすく市民が親しみをもてる愛称を募集します。なお、伊藤謙介さん(高梁市名誉市民)から寄付を受けて整備するホールは「伊藤記念ホール」としています。

**応募資格** 市内に在住、または通勤・通学している人

**応募期限** 3月16日(月)午後5時まで(必着)

**応募方法** 応募用紙に必要事項を記入して社会教育課、各地域局、成羽公民館、成羽図書館へ提出、郵送、またはメールで送付してください。応募用紙は各提出先に備えているほか、市ホームページからダウンロードできます。

郵送先・メールアドレス ☎716

・8501(住所不要)高梁市教育委員会社会教育課生涯学習係  
shakaikyoku@city.takahashi.lg.jp

#### 注意事項

①自作・未発表のものを1人2点まで応募できます。作品は第三者の著作権や商標権などの知的財産権を侵害しないものに限りです。また、一般的な固有名称は除いてください。なお、応募書類は返却しません。

②採用された愛称の著作権および使用权は高梁市に帰属します。

③応募者の個人情報、応募者への連絡、愛称の審査、展示・紹介、その他業務を進めるうえで必要な場合を除き使用しません。なお、採用した愛称および採用者の氏名、住所(町名まで)を公表します。

**選考・結果** 応募いただいた愛称の中から選考し、市が決定します。結果は採用者へ通知した後、広報たかはし、市ホームページなどへ掲載し発表します。また、採用者へ感謝状と記念品を贈呈します。

☎社会教育課(21)1514



**水道料金の改定について** 水道事業は独立採算により運営することが原則で、主には水道料金によって運営しています。また、簡易水道事業を水道事業に統合し1事業となるため、水道料金の統一が必要になりました。市は、市水道経営審議会で審議された水道料金を基本に、簡易水道区域は令和2年、上水道区域は令和2年、令和7年、令和12年の3段階で料金改定を行い、令和12年4月に料金を統一します。

### 令和2年4月1日改定水道料金

#### 上水道区域(1段階)

口径	区分	改定前	改定後
13mm	基本料金 基本水量10㎡まで	1,570円	1,830円
20mm		1,780円	2,080円
全口径	超過料金(1㎡につき) 基本水量を超えるもの	157円	183円

#### 簡易水道区域

口径	区分	改定前	改定後
13mm	基本料金 基本水量10㎡まで	2,090円	2,290円
20mm		2,400円	2,590円
全口径	超過料金(1㎡につき) 基本水量を超えるもの	209円	229円

※上記以外の口径についてはお問い合わせください。

※基本料金と超過料金の合計額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※令和2年4月1日前から継続して使用している人は、経過措置により5月検針分(6月請求分)から改定後の金額が適用されます。

#### 口径別給水申込負担金(令和2年4月1日から市内統一料金となります)

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
金額	44,000円	88,000円	143,000円	220,000円	363,000円	660,000円	1,320,000円	2,310,000円